

別記第 13 号様式の 2 を次のように改める。

別記第 1 3 号様式の 2 (第 1 4 条関係)

取扱区分		決裁区分			決裁日付印		発送済印	
文 書 分 類	記号			保存 期限	年	文書審査		
	主題名							
文 書 番 号			起案者			公印承認		
年 月 日起案			(電話庁内 番)					
教育長		教育次長						
課長		係長						
課長補佐		課員						

熊本県教育委員会

(日本工業規格A4)

(注) 主としてワードプロセッサ一用として使用する。

別記第 28 号様式を次のように改める。

別記第 28 号様式 削除

附 則

- 1 この訓令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の熊本県教育庁文書規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成し、又は取得する文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。
- 3 熊本県立教育センター及び県立学校については、改正後の熊本県文書規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

